

インボイス制度について

令和5年10月1日から、消費税の**仕入税額控除の方式**として
「適格請求書等保存方式」(いわゆる**インボイス制度**)
が導入されます

国税庁 軽減税率関連資料

詳細を知りたい場合は、QRコードで各内容をご確認ください



消費税軽減税率
制度の手引き



適格請求書等
保存方式の概要

よくわかる消費税軽減
税率制度(パンフレット)



インボイス制度に
関するQ&A

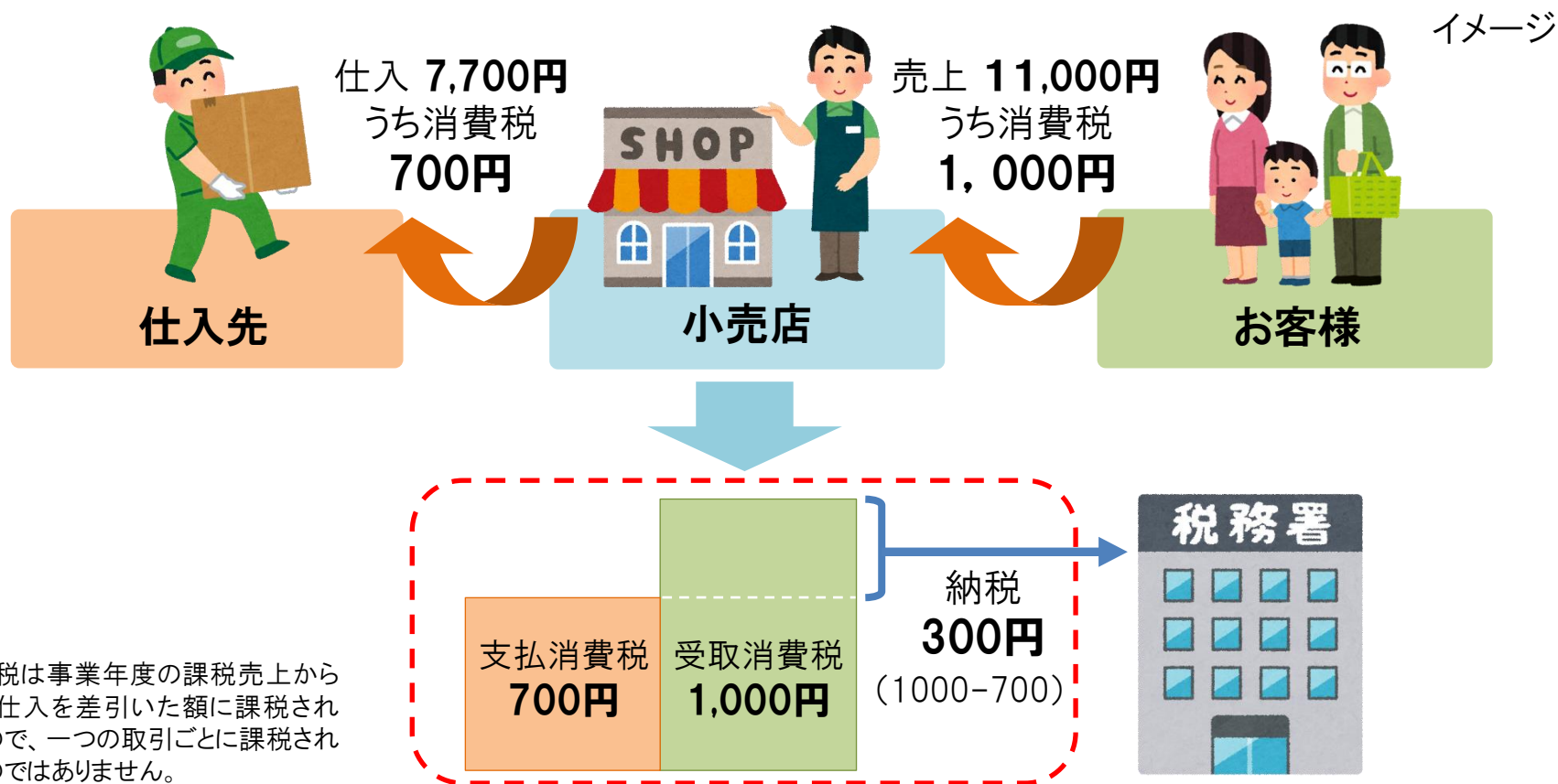
インターネット番組
(税に関する動画)



消費税の仕入税額控除

「仕入税額控除」

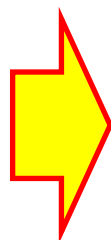
事業者が納税する消費税は、原則としてその事業者が受け取った消費税から支払った消費税を控除した残額として計算される仕組み



仕入税額控除のために必要なこと

現状

- 帳簿の保存
- 請求書等の保存



令和5年10月以降

- 帳簿の保存
- **適格請求書発行事業者**が
交付する**インボイス**等の保存



「インボイス」=「適格請求書」

どんなもの？

- (1) 適格請求書発行事業者になるには**登録申請手続き**が必要で
交付できるのは適格請求書発行事業者に限る
- (2) **一定の事項を記載**する必要あり

インボイスが無ければ

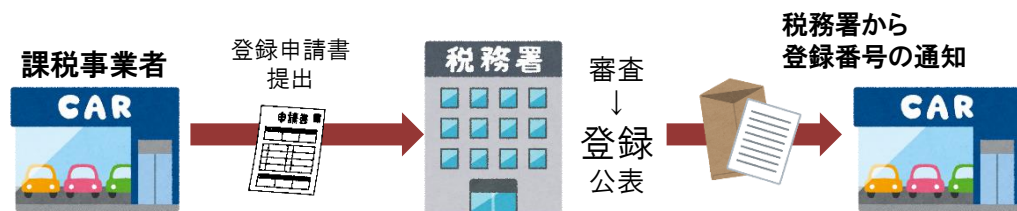
仕入税額控除ができなくなります

(前頁の小売業者は仕入時の消費税分700円の控除ができず、1000円を納税する)

(1) 適格請求書発行事業者登録-1

- ◆インボイスを交付できるのは、適格請求書発行事業者のみ
- ◆適格請求書発行事業者になるには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける(※**課税事業者でなければ登録を受けることができない**)

<登録申請の流れ>



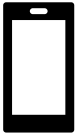
通知される登録番号

- ◆法人番号を有する課税事業者
「T + 法人番号」
- ◆上記以外の課税事業者(個人事業者等)
「T + 13桁の数字」

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには
令和5年9月30日までに登録申請書を提出

- 【課税事業者】 課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告および納付を行う必要があります
- 【免税事業者】 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要がありません。
なお、免税事業者でも課税事業者になることができます。

(1) 適格請求書発行事業者登録-2



登録申請手続き

【登録申請書DLページ】



◆郵送の場合

国税庁ホームページより「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」をダウンロードして必要事項を記入の上、管轄地域の「インボイス登録センター」へ送付します。

- 札幌国税局インボイス登録センター … 北海道
- 仙台国税局インボイス登録センター … 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
- 関東信越国税局インボイス登録センター … 茨城 栃木 群馬 埼玉 新潟 長野
- 東京国税局インボイス登録センター … 千葉 東京 神奈川 山梨
- 熊本国税局インボイス登録センター**
〒862-8686
熊本市東区東町3丁目2番53号
TEL:096-369-5577
- 福岡国税局インボイス登録センター … 福岡 佐賀 長崎
- 熊本国税局インボイス登録センター … 熊本 大分 宮崎 鹿児島**
- 沖縄国税事務所インボイス登録センター … 沖縄



◆e-Taxの場合

e-Taxソフトを利用することでパソコンやスマートフォンでの申請も可能です。

【マニュアル】



PC版

スマホ版



※登録されると、国税庁のホームページで「適格請求書発行事業者登録簿」に公表されます。

(2) インボイスの記載事項

現行の請求書

- ・発行者の氏名または名称
- ・取引年月日
- ・取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ・受領者の氏名または名称

適格請求書(インボイス)

- ① **適格請求書発行事業者**の氏名または名称および**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 受領者の氏名または名称

※赤字の項目が現行の請求書に追加される事項です

自動車注文(契約)書は、本来**契約の成立等を証明する目的**で作成される**文書**ですが、上記の条件を満たすことができれば、インボイスとすることができます。

インボイスの例

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑥ (株)〇〇御中

①

②

③

④

⑤

③ → * 軽減税率対象

インボイスは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、左記の事項が記載されていれば、請求書や納品書、領収書等、タイトル名称は問いません(手書き可)。

売り手として行うこと（課税事業者としてインボイス発行）

取引の相手方が仕入税額控除を受けるために、インボイスを発行する必要があります

※インボイスは課税事業者(BtoB取引)に対して発行するもので、免税事業者(一般消費者)へ発行する必要はありません

令和5年9月までに

◆ **適格請求書発行事業者登録**の申請

重要

←見直しがされ、3/31
までの期限が延長

◆ **インボイスの必要記載事項**に合った請求書の書式作成

令和5年10月から

◆ 取引相手(課税事業者)から求めがあった場合の**インボイスの交付**

◆ 交付した**インボイスの写しの保存**(課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から7年間)

「免税事業者」に対する影響

- 現行制度では免税事業者からの仕入でも仕入税額控除が可能ですが、インボイス制度になるとインボイスを発行できない免税事業者からの仕入については、経過措置終了後は仕入税額控除ができなくなるので、長期的視点では取引先から敬遠されることが想像されます。
- 販売側としての取引継続のために、「免税事業者」から「課税事業者(消費税を申告・納付)」となり、「適格請求書発行事業者」になるか等、対応を検討する必要があります。

買い手として行うこと（課税事業者が課税仕入をした場合）

仕入税額控除を受けるためには、取引の相手方(仕入先等)にインボイスを発行してもらう必要があります

令和5年9月までに

◆仕入の相手方が**適格請求書発行事業者か確認**

免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除が受けられませんので、取引相手が登録済かの確認が必要

◆受領した請求書が**インボイスとしての必要記載事項を満たしているかの確認**

「インボイスの必要記載事項」参照

令和5年10月から

◆一定の事項を記載した**帳簿、およびインボイスを保存**

インボイスの保存期間は、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間

例外規定等-1 (課税事業者が課税仕入をした場合)

仕入税額控除を受けるためには、取引の相手方にインボイスを発行してもらうことが必要
ただし、例外あり ▶▶▶ **中古自動車販売業(古物商)の場合**

①消費者等からの仕入(買取)

古物商が適格請求書発行事業者でない者(消費者等)から古物を買う場合、これまで通り一定の事項※を帳簿に記載することで仕入税額控除が可能

※(1)取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2)取引年月日

(3)取引内容

(4)支払対価の額

(5)古物商特例の対象となる旨

《帳簿の記載例》

(2)		総勘定元帳(仕入れ)			税区分	借方(円)(4)
××年	月日	(1) 摘要	(3)	(5)		
11	3	○山△男 (○〇県△市~)	冷蔵庫	古物等 の購入	10%	15,000
11	4	○川□子 (○〇県■市~)	文房具	古物等 の購入	10%	12,000

(注)古物台帳等は、上記(1)から(4)の事項が記載されるものであるため、当該古物台帳等と(5)の事項が記載された帳簿(総勘定元帳等)を合わせて保存することで、上記保存要件をみたすことも可能です。

(その場合、古物台帳等についても申告期限から7年間の保存が必要となります。)

例外規定等-2 (課税事業者が課税仕入をした場合)

仕入税額控除を受けるためには、取引の相手方にインボイスを発行してもらうことが必要
ただし、例外あり ▶▶▶ **中古自動車販売業(古物商)の場合**

②オートオークション(AA)仕入

AAで落札した場合、「媒介者交付特例」により、**AA会場が発行した計算書がインボイス**として認められています(AA会場が媒介者交付特例を利用するためには、参加者の登録番号の把握等、媒介者として必要な要件を満たす必要がありますので、原則として免税事業者はAAに参加することはできません)。

重要

参加する**AA会場にインボイス登録番号の届出**を必ず行う
(適格請求書発行事業者の登録番号)

- 簡易課税制度を適用してる場合は、インボイスの交付を受けなくても今まで通り仕入れ税額控除を行うことができます。
- 制度実施後、3年間(R8.9末まで)は消費税相当額の8割、その後の3年間(R11.9末まで)は5割を仕入税額控除が可能(簡易課税制度の採否は関係なく)です。
- 対象期間中に免税事業者が課税事業者になった場合、納付税額が売上税額の2割に軽減される激変緩和措置があります。

(参考)

国税庁 適格請求書発行事業者 公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

インボイス番号検索



「T」+ 法人番号13桁 → 事業者名を特定 ○
事業者名 → 「T」+ 法人番号13桁を特定 ×

※国税庁 法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



法人番号検索



法人番号13桁 → 事業者名を特定 ○
事業者名 → 法人番号13桁を特定 ○